

平成 30 年 5 月 14 日

建設消防委員会

下水道施設課

## 西遠浄化センター汚水ポンプの故障対応及び予算流用について

### 1 概要

西遠浄化センターの主要施設である No. 3 汚水ポンプが故障停止したため、市民生活に深刻な影響を与えないように早急に修繕を行う。

### 2 経緯

H30. 2. 25(日)6:14 西遠浄化センターポンプ棟に設置された No. 3 汚水ポンプの電動機が層間短絡(コイル部でショート)を起こし故障停止した。

- ・当該汚水ポンプは 1987 年に設置され、31 年が経過している。(法定耐用年数 15 年)
- ・点検修繕など維持管理してきたが、突発的に電動機の故障が発生し停止した。
- ・現在 No. 5 汚水ポンプ(予備機)を含め揚水能力を確保しているが、No. 5 汚水ポンプが故障停止すると揚水能力が不足し、大雨の時は市街地で汚水がマンホールから溢水する深刻な事態を招く恐れがあるため、早急な対応が必要となる。

### 3 修繕方法比較検討

市が電動機の修繕する場合と、運営権者が修繕する場合を比較検討した。

	市が修繕	運営権者が修繕
工事費	85,968 千円(税込)	54,000 千円(税込)
着手時期	5 月	5 月
工期	11 か月	11 か月

- ・2 案を比較検討した結果、着手可能時期、工期ともに同程度となり、運営権者が電動機を修繕する場合は、民間の創意工夫等の効果により市の負担が最小になる。
- ・運営権事業開始前に発生した故障対応は、本来市が修繕を実施するものであるが、現在西遠浄化センターの維持管理を行っている運営権者が修繕を実施し、浜松市にその費用を賠償請求する。

### 4 予算対応

- ・浄化センター費の動力費を補償金へ流用して早急に対応する。
- ・今後補正を前提に流用対応する。